

起業や第二創業、商品開発

平成27年度 地域商店魅力向上支援事業補助金をご活用ください（2次募集）

市内の地域商店等の魅力向上を支援するため、空き店舗を活用して新規に開業をする方、すでに商店を営んでいる方に対して、商店の魅力向上を目的とした店舗の改修等を支援します。

補助要件

		新規開業	商店リフォーム
対象者 ^(※1)		空き店舗を活用し、新規開業を目指す方	商店を営んでおり、今後も継続して営業する意思のある方
対象業種		設備工事業、情報通信業、卸売業、小売業、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業 ^(※2)	
対象項目 ^(※3)	改装費	内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気・ガス工事、サイン工事、空調設備等の附帯設備工事	
	備品購入費	店舗等で専ら使用する備品 (陳列棚、ショーケース、調理器具、机、イスなど)	補助対象となりません
	賃借料	店舗の賃借に係る経費 (敷金・礼金および共益費等は除く)	
補助率		2分の1以内	3分の1以内
上限額		改装費・備品購入費：50万円 ^(※4) 賃借料：5万円/月	50万円 ^(※4)

- ※1 対象者は、いずれも市税等の滞納が無い方が条件となります。なお、過去5年以内に空き店舗対策事業等の補助金の交付を受けた方は対象となりません。
- ※2 対象業種にあげている業種であっても、対象とならないものがあります。
- ※3 改装工事の発注先や備品の購入先は市内の事業者に関限り、補助金交付決定前に発生した経費は補助対象外となります。
- ※4 特例として、来客者専用トイレ(洋式トイレ・洗浄タイプ)を整備する場合は、別枠で50万円とします。(看板等でトイレを自由に利用できる旨の表示が必要です。)

応募方法 別に定めた書類がありますのでお問い合わせください。

募集期限 9月30日(水) 午後5時必着

※採択にあたっては、審査会等により事業計画書の内容について審査し、決定します。(先着順ではありません。)

お問い合わせ 市役所産業振興課 商工振興係(第2庁舎内) ☎63-3791

平成27年度 新製品開発等支援事業補助金をご活用ください（2次募集）

佐渡市雇用促進協議会では、産業の振興および活性化、雇用の促進を図るため、市内の地域資源を活用して新たな新製品等を開発する方を対象として、新製品開発等に必要な費用を支援します。

募集期限 9月30日(水) 午後5時必着

対象期間 交付決定日以降(平成27年10月中旬を予定)～事業完了日まで(平成28年3月31日(水))

補助対象者 市内の中小企業者、農林水産業者、地域で活動する任意団体

補助対象経費および補助率・補助限度額

	調査研究事業	製品等開発事業
対象経費	調査費、委託費、研修費	原材料費、設備導入費、設備借上料、外注加工費、費用弁償
補助率	事業に要する経費の2分の1以内(ただし、3資産 ^(※) のいずれかを活用した事業の場合は、補助率を3分の2以内とします)	
補助限度額	100万円	200万円

※3資産とは、佐渡金銀山、佐渡ジオパーク、世界農業遺産の佐渡島を象徴する3つの資産をいいます。

申請書等の内容を審査機関で審査し、補助事業として適当と認めるときは補助金の交付を決定して通知します。

応募書類 別に定めた書類がありますのでお問い合わせください。

お問い合わせ 佐渡市雇用促進協議会(市役所産業振興課企業支援係内) ☎63-3791

